

日本中毒学会「臨床中毒フォトライブラリー」に関する規約

「臨床中毒フォトライブラリー」(以下フォトライブラリー)は、日本中毒学会総会・学術集会において実施される「臨床中毒フォトコンテスト」(以下フォトコンテスト)の入賞作品(写真・画像)を、臨床中毒学研究および教育等に活用するために設けられたもので、著作権は本学会に帰属し、編集委員会が管理する。

1. フォトコンテストの開催について

- 1) 総会・学術集会において実施されるフォトコンテストは、総会・学術集会会長と日本中毒学会編集委員会との共催とする。
- 2) 総会・学術集会会長は、総会会期 1 カ月以上前より総会ホームページにて応募規定(別紙参照)を通知する。
- 3) 応募作品および選考結果は会期中に学会参加者に公開され、総会后、学会ホームページのフォトライブラリーリストに追加掲載される。
- 4) 題材は「臨床中毒」に関わるものに限定され、被写体のプライバシーに関する責任は応募者が負う。
- 5) 応募作品は応募者自身の撮影作品に限る。
- 6) 募集に際し、入賞作品(写真・画像)の著作権は(社)日本中毒学会に委譲される旨、明記する。
- 7) フォトコンテストの選考方法および賞品贈呈に関しては、総会・学術集会会長の采配に任せる。
- 8) 選考後の入賞作品(紙媒体および画像データ)および当該応募票は、速やかに総会・学術集会会長から「中毒研究」編集部へ送付する。撮影者の個人情報には、厳重に注意して扱う。
- 9) なお、入賞作品とは、各賞受賞作品および佳作作品を含む。

2. フォトライブラリーの管理および閲覧について

- 1) フォトライブラリー作品は、編集委員会委員長の責任の下に保管し、その管理・活用方法については編集委員会にて決定する。
- 2) フォトライブラリーの概要は、日本中毒学会ホームページにて閲覧可能とする。

3. 著作権の譲渡について

- 1) フォトライブラリーに掲載される写真の著作権は日本中毒学会に譲渡される。
ただし、写真の一部を著者が営利を目的とせず利用する権利(例えば教育資料として)は著者の手元に残るものとする。

4. 写真の転載・利用について

- 1) 写真の転載・利用を希望するものは、使用する写真、使用者、目的、出版物等の具体的な内容を記載した転載・利用申請書(書式は自由)を学会事務所まで送付する。
- 2) 原則として、中毒領域の研究・教育や学術的な目的での使用に限定して利用が認められ、編集委員会にて審査のうえ、採否を連絡する。
- 3) 使用に際しては、「日本中毒学会臨床中毒フォトライブラリー作品(日本中毒学会より許諾を得て転載)」と明記する。